

三井住友信託海外ダイレクト取引規定

第1条 適用範囲

三井住友信託ダイレクト取引規定に定める契約者等のうちいずれかの者が海外に居住することになった場合は、三井住友信託ダイレクトを利用することはできません。

かかる場合、当社所定の方法で住所変更を届出いただくことにより、契約者等は三井住友信託海外ダイレクトを利用することができます（以下、当該届出を行った契約者等を「海外ダイレクト契約者等」といい、このうち契約者のみを「海外ダイレクト契約者」という。）。

契約者等が、三井住友信託海外ダイレクトを利用する際は、三井住友信託ダイレクト取引規定の他、三井住友信託海外ダイレクト取引規定（以下、「本規定」という。）により取扱います。なお、特段の定めのない限り、三井住友信託ダイレクト取引規定における定義は、本規定においても適用されるものとします。

第2条 三井住友信託海外ダイレクト

1. 概要

- (1) 三井住友信託海外ダイレクトは、海外ダイレクト契約者等ご本人が、端末を通じて当社所定の取引（取引に関する照会、届出を含む。以下同じ。）を依頼した場合に、当社がその手続きを日本時間を基準として行うサービスをいいます。
- (2) 三井住友信託海外ダイレクトの利用は、三井住友信託ダイレクト取引規定に定める三井住友信託ダイレクトの契約締結手続きが完了し、三井住友信託ダイレクトの利用に際して必要となる会員番号および確認番号を記載した三井住友信託ダイレクトご利用カードの発行を受けていることが前提となります。

2. 利用可能なサービス

三井住友信託海外ダイレクトでご利用いただけるサービスは、三井住友信託ダイレクトの各種サービスのうち当社所定のサービスに限定するものとします。なお、当社は三井住友信託海外ダイレクトのサービスの対象となる取引を、海外ダイレクト契約者等に事前に連絡することなく変更する場合があります。

3. サービス利用対象者

三井住友信託海外ダイレクトの利用対象者は、海外ダイレクト契約者等で当社が利用を認めた方のみとなります。

第3条 免責

三井住友信託海外ダイレクトの利用により生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。なお、各国の法令、事情、その他の事由により、三井住友信託海外ダイレクトのサービスの全部または一部をご利用できないことがあります。また、一時的に三井住友信託海外ダイレクトを国内からご利用する場合、当社はそれらの行為はすべて海外で行われたものとみなし、国内からの三井住友信託海外ダイレクトの利用により生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。

第4条 通知等の連絡先

当社は海外ダイレクト契約者等に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当社に所定

の方法で届出た国内連絡先・国内の電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

第5条 三井住友信託海外ダイレクトの終了事由

三井住友信託海外ダイレクトは以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当然に終了するものとします。ただし、第4号に基づく海外ダイレクト契約者からの解約の通知は書面または当社所定の方法によるものとします。なお、第2号に該当する場合、当該契約者等は引き続き三井住友信託ダイレクト取引規定にしたがい三井住友信託ダイレクトを利用することができます。

- (1) 三井住友信託ダイレクトが解約された場合
- (2) 海外ダイレクト契約者等の全ての者が、国内に居住することになり、当社所定の方法で住所変更を届出た場合
- (3) 海外ダイレクト契約者等が継続的に国内から三井住友信託海外ダイレクトを利用している場合その他の海外ダイレクト契約者等の三井住友信託海外ダイレクトの利用状況を踏まえ、当社が海外ダイレクト契約者等に対し三井住友信託海外ダイレクトを解約する旨の通知をした場合
- (4) 当社または海外ダイレクト契約者が相手方に対し三井住友信託海外ダイレクトを解約する旨の通知をした場合

第6条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、三井住友信託ダイレクト取引規定、三井住友信託ダイレクト振込規定その他の関連規定により取扱います。

第7条 規定の変更

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2020年4月1日現在